

令和 元年 6月 17 日現在

機関番号：34205

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K12987

研究課題名（和文）運動・スポーツ指導者の体罰問題における心理的メカニズムの解明

研究課題名（英文）The Study of Psychological Mechanisms about Coaches' Corporal Punishment of Athletes

研究代表者

豊田 則成 (TOYODA, NORISHIGE)

びわこ成蹊スポーツ大学・スポーツ学部・教授

研究者番号：00367913

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、3ヶ年計画の下、運動・スポーツ指導者の体罰問題における心理的メカニズムを解明することを目的とした。そこで、1) 体罰問題に関する先行研究を概観し、2) 質的研究方法の熟達に努め、3) 体罰経験を有する運動・スポーツ指導者を対象とした直接的で集中的なインタビュー調査を実施し、4) 本研究から得られた成果を積極的に公開する、といった課題に取り組んだ。その結果、研究1では、体罰・暴力的な指導を経験した運動・スポーツ指導者に対するインタビューから「体罰・暴力を生み出していくメカニズム」を導き出した。一方、研究2では、体罰・暴力的な指導を受けた者から「体罰・暴力を受け容れていくプロセス」を導き出した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、体罰・暴力的指導を経験した運動・スポーツ指導者に対するインタビューから発展継承可能で有益な仮説的知見を導き出した。このことは、これまでの体罰・暴力的な指導の根絶を訴えてきた領域に対して学術的に大きな貢献を果たしたといえる。また、今日的には、体罰・暴力的な指導の根絶には、程遠い現実にあり、本研究の成果を公表し、持続的な議論を展開していくことは、社会的に大きな意義を有しているといえる。特に、体罰否定論が叫ばれる中、体罰肯定論が根強く存在する社会的情勢を鑑みと、「体罰・暴力を生み出していくメカニズム」と「体罰・暴力を受け容れていくプロセス」の双方向から考察することには大きな意味を有する。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to achieve four tasks, following that, 1) reviewing some literatures about corporal punishment for searching study subjects, 2) mastering qualitative study methods for putting the qualitative analyze into practice, 3) interviewing Coaches experienced corporal punishment of athletes and Athletes experienced corporal punishment by Coaches, and 4) presenting these findings at some psychology conferences.

As results, I made two major findings. STUDY 1: I generalized a theory of 'the Mechanism about making Corporal Punishment of Athletes' based interview data of Coaches experienced corporal punishment of athletes. STUDY 2: I generalized a theory of 'the Process of accepting Corporal Punishment' based interview data of Athletes experienced corporal punishment by Coaches.

研究分野：スポーツ心理学

キーワード：体罰問題 暴力的指導 運動・スポーツ指導者 心理学的メカニズム 質的研究 フィールドワーク インタビュー インフォーマント

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

スポーツ指導場面における体罰問題は、これまでにも、深刻な社会問題とされてきている。スポーツ指導場面における体罰は、全くくならない。そのような実情を直視しながらも、スポーツ指導場面における体罰の根絶を目指し、本研究は遂行されている。

今を遡ること、2017年10月に勃発した大相撲 現役横綱 日馬富士による暴行事件や、翌2018年8月に発覚した器械体操界における暴力的指導とパワーハラ疑惑、大学陸上駅伝監督の部員への暴力的指導とパワーハラなど、目を覆いたくなるような体罰が日本社会を震撼させた。日本の伝統文化でもあり、「礼儀と礼節」を重んじるはずの、大相撲の最高地位にある現役横綱が起こした暴行事件と、SNSを通じて何度も繰り返し公表され続けている体操指導場面における指導者の暴力行為、そして、スポーツ指導場面において指導者によって繰り返された暴力的指導は、改めて、日本のスポーツ界における「体罰」が、「いまだに」根深い問題であることを否応無く知らしめることとなっている。なぜ、スポーツ場面で、体罰は起こってしまい、繰り返されてしまうのか。毎日のようにマスコミに取り上げられているこの問題を決して看過する訳にはいかない。

ところで、なぜ、「いまだに」と言わざるを得ないのか。それは、2012年12月23日に悲しくも起きてしまった大阪市立S高等学校男子バスケットボール部主将の自殺をきっかけとして、日本のスポーツ界は、スポーツ指導のあり方を根本から見直すこととなつたことに端を発している。当時の下村文部科学大臣は「スポーツと暴力は最も離れた関係にあらねばならない」と明言し、全国の運動部活動指導者や各種競技団体に所属するスポーツ指導者を対象とした「暴力」についての実態調査を敢行し、スポーツ現場で生じている「暴力」の凄まじい数の悪態を明らかにした。その結果を目の当たりにした世間は驚愕するのみならず、大きく落胆し、この実態をなんとか改善せねば躍起になつていった。しかし、いまだにスポーツ指導場面における体罰は根深い問題にあり、その根絶に向けての道程は、まだまだ険しいと言わざるを得ない現状にある。

このような背景にあって、スポーツ倫理学領域において、体罰は継続的に議論されてきている。例えば、Cressey (1953) の不正のトランアングルを援用し、新日本有限責任監査法人 (2015) がスポーツ・コンプライアンスに関して検討している。このような取り組みは、スポーツ指導場面における体罰・暴力にも援用することができ、Fig.1に示すような仮説的図式を導き出すことができる (Fig.1 参照)。

また、鈴木ら (2015)、体罰否定論（体罰はイケナイ！）が中心に位置付けられており、体罰の違法性や体罰の教育的デメリットの観点が捉えられ、①過剰指導としての体罰、②暴力の温床としての体罰、③信頼関係の損失としての体罰、といったことが議論されている一方、未だ根強く体罰肯定論（時には必要かも？）も存在しており、そこでは、体罰の教育的メリットの観点から、④精神の鍛錬としての体罰、⑤信頼関係の醸成としての体罰、⑥しつけとしての体罰、といった視点からの議論が展開されている。しかしながら、体罰・暴力に直接的に関わった研究対象を捉えた試みは少なく、直接的で、リアリティに迫った語りからのアプローチが求められるといえる。

そのような社会情勢を背景として、本研究は、体罰に関わった「当事者」への直接的な接近を試みている。具体的には、体罰の経験を有する運動・スポーツ指導者を対象とした集中的なインタビューを敢行し、直接的な「語り」から、どのようにして体罰を生じたのかについて、質的にアプローチし、発展継承可能な有益な仮説的知見を導き出そうとした。一方、体罰を受けても尚、そのことを受け容れている人々の「語り」にも着目し、複雑化した体罰問題の解明に向けての一助となることを目指した。

2. 研究の目的

本研究は、3ヶ年計画の下、運動・スポーツ指導者の体罰問題における心理的メカニズムを解明することを目的とした。そこで、1) 体罰問題に関する先行研究を概観し、本研究が解明しようとする研究課題の整理をし、2) 質的研究方法の関連文献を概観し、分析力を向上させるため、研究方法の熟達を目指し、3) 体罰経験を有する運動・スポーツ指導者を対象とした直接的で集中的なインタビュー調査を実施することから、必要であれば、研究対象の拡大をは

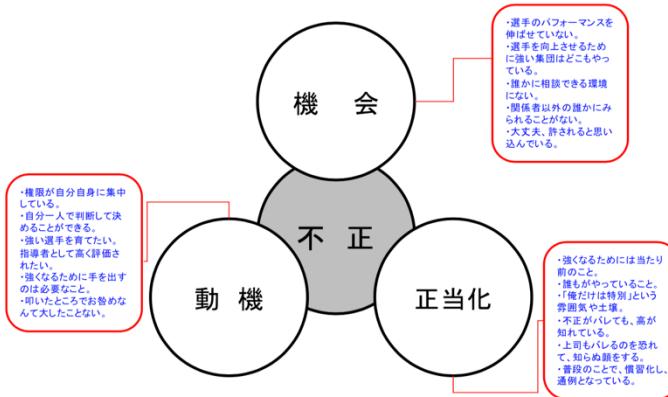


Fig.1 不正のトライアングル(Donald R. Cressey, 1953)

かり、そして、4) 本研究から得られた成果を積極的に公開し、この種の問題に対する持続的な議論を展開する、といった課題に取り組んだ。

3. 研究の方法

上記の課題1)から4)に対応した「研究の方法」を下記に示す。

1) 先行研究の概観 :

この種の研究領域において、スポーツ心理学領域における研究成果は極めて少ないと言わざるを得ない(阿江, 2000; 豊田, 2015など)。確認できる範囲で整理すれば、スポーツ学部の学生を対象としたアンケート調査によって、①スポーツ指導場面における体罰の経験が決して少なくはないこと、②そのような経験には、一定レベルの肯定的な効果を確認することもできること、③研究対象となったスポーツ学部生のうち、一部が、将来、自身がスポーツ指導者になった場合、体罰をおかしてしまうかもしれないと考えていること、④従って、体罰は、世代を超えて再生産される可能性があること、などが確認されている。その他、スポーツ倫理学領域において活発に議論されていることとして、体罰否定論がその中心に位置付けられる一方で、一部に、体罰肯定論も潜在している現状を確認することができた。そこでは、様々な理論的枠組みから体罰事象への理解を深めようとしている。

このように、先行研究の概観からは、直接的に体罰の経験をしている運動・スポーツ指導者を対象としたインタビューを取り扱った研究はなく、どのようにして体罰が生起するのかについて、運動・スポーツ指導者の視線(当事者目線)から捉えることの必要性を確認した。

2) 質的研究法の熟達

本研究は、仮説検証というよりは仮説生成の研究スタイルを採用している。すなわち、質的研究法を駆使し、心理分析を敢行しなければならない。その実現のために、グラウンデッド・セオリー・アプローチ(GTA)や修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)、複線径路等至性モデル(TEM)、質的統合法(KJ法)など、質的研究法を代表する研究法を援用した研究を文献検索し、それぞれの研究方法の特徴について検討を行う。

3) 直接的なインタビュー調査の実施

まずは、体罰経験を有する運動・スポーツ指導者(10名)を対象とした直接的で集中的なインタビュー調査を実施することとした。情報提供者(Inf.)に対して1対1形式の集中的な半構造化インタビューを一人につき複数回、1回につき1時間程度を実施した。そこでは、体罰に至った経緯やその場での心情、感情等について詳しく語ってもらうように配慮した(研究1)。

また、そのようなインタビューを敢行している中で、体罰を受けた側がそのことを受け容れている現状を読み取ることができたことから、研究対象の拡大を図り、体罰を受け入れた経験を有する者(10名)を対象としたインタビュー調査を実施した。インタビュー概要については、先に示した運動・スポーツ指導者の場合に加え、インタビューにおける関心事を体罰について受け容れたことに集中化している(研究2)。

4) 研究成果の積極的公開

日本体育学会や日本スポーツ心理学会、日本質的心理学会など、各種学会において、本研究における研究成果を公開し、「体罰はなくなることがない」とされる社会情勢を考慮し、本事案について持続的な議論を展開できる土壌を醸成することを目指した。

4. 研究成果

ここでは、研究1および研究2を中心に報告する。

【研究1】

研究1では、体罰・暴力的な指導を経験した運動・スポーツ指導者に対するインタビューから、「体罰・暴力を生み出していくメカニズム」を導き出した。

すなわち、語りを分析した結果、①手を出すことへの迷い・罪悪感、②かつて体罰・暴力を受けた経験、③体罰・暴力の効果の容認、④体罰・暴力を隠蔽しようとする動き、⑤自らの行為の正当化、⑥起こしたこととは仕方がないという開き直った態度、⑦体罰・暴力を肯定する指導環境、⑧自身の意権力を強めたいという願望、といったカテゴリーが生成され、1) 体罰・暴力に対する認識の混乱、2) 体罰・暴力を助長する態度の奔放化、3) 体罰・暴力

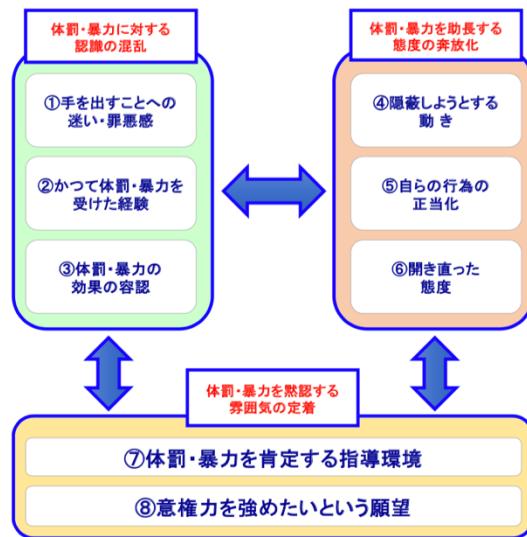


Fig. 2 体罰・暴力を生み出していくメカニズム

を黙認する雰囲気の定着、といった3つのカテゴリーを導き出した。

これらのカテゴリーとカテゴリーとの間の連関を検討し、Fig.2を作成した。これに考察を加えた結果、体罰・暴力を経験している運動・スポーツ指導者は、1) 体罰・暴力における現場の認識が混乱しており、2) 体罰・暴力を助長するような態度が奔放化し、3) 体罰・暴力を黙認するような雰囲気が定着しており、これらが相乗的に体罰・暴力を生んでしまっているといった仮説的知見を導き出すに至った。また、このようなフィールドワークを通じて、体罰・暴力の事案を複雑化あるいは難解化している要因として、体罰・暴力を受けた者がその経験を肯定化している現場にあることが推察された。

のことにより、調査対象と拡大し、研究2を企画・運営する必要があると考えられた。

【研究2】

一方、研究2では、体罰・暴力的な指導を受けた者に対するインタビューから「体罰・暴力を受け容れていくプロセス」を導き出した(Fig.2)。すなわち、体罰・暴力的な指導を受け入れていくプロセスとして、[CA.01 うまくいかなさ] → 体罰・暴力的な指導を受ける → [CA.02 一時的な錯乱] → [CA.03 精神的なダメージ] → [CA.04 関係の維持]といった仮説的知見を導き出した。加えて、このプロセスを詳細に分析することを通じて、1) 体罰・暴力を受けた現実を受け止めることが難しいこと ([CA.01 うまくいかなさ] → 体罰・暴力的な指導を受ける → [CA.02 一時的な錯乱])、2) 体罰・暴力を受けたことを正当化しようとする ([CA.02 一時的な錯乱] → [CA.03 精神的なダメージ])、3) 体罰・暴力を受けても尚、指導者との関係を維持しようとする ([CA.03 精神的なダメージ] → [CA.04 関係の維持])といった仮説的知見を導き出すことができ、体罰・暴力を受けた者が、その経験を肯定的に捉えていく心理変容を浮き彫りにした。

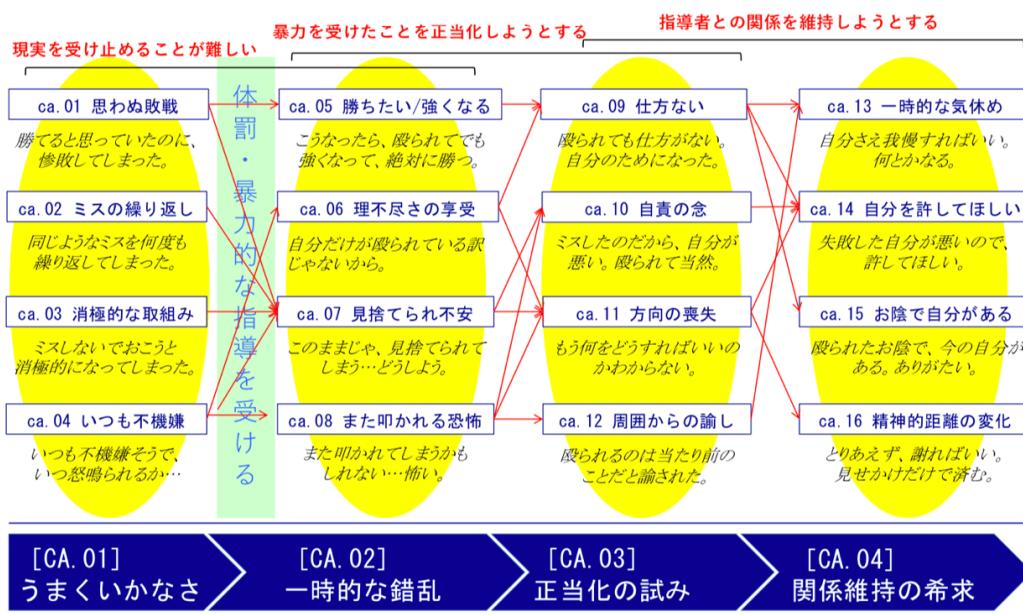


Fig. 3 体罰・暴力を受け容れていくプロセス

【文献】

- 阿江美恵子 2000 運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響課程の視点から 体育学研究 第45巻 89-103.
 新日本有限監査法人編 2015 スポーツ団体のマネジメント入門-透明性のあるスポーツ団体を目指して-. 同文館出版.
 鈴木麻里子・前田聰・渡部芳樹 2015 近代公教育の陥穽 -「体罰」を読み直す- (第3章) . Pp. 141-197. 流通経済大学出版会.
 豊田則成 2015 課題1-指導環境の整備を妨げるもの 体育学研究 第60巻 1-5.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

豊田則成 2018 体罰・暴力的な指導を受け入れいく心理メカニズムの解明 インタビューによる体験の振り返りを通じて. 日本体育学会 第69回大会.

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等について、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。